

最低制限価格制度の計算方法の見直しについて

令和 6 年 3 月 27 日
契約検査室契約係

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づく最低制限価格の見直し要請により、最低制限価格制度の計算方法の見直しを行い、下記のとおり運用しますのでお知らせします。

記

1 最低制限価格制度における算定基礎額について

予定価格の「10分の6から10分の8」としている測量業務に係る算定基礎額の範囲を「10分の6から10分の8.2」に改正。

地質調査業務に係る算定基礎額算出方法について、諸経費に乗じる割合を「10分の4.5」から「10分の4.8」に改正。

2 施行日

令和 6 年 4 月 1 日以降入札公告又は指名通知を行う案件から適用

問い合わせ先：契約検査室契約係 TEL0220-22-2097

改正後の計算方法及び施行日

	項 目	算出方法等
1	最低制限価格制度	<p>【測量業務に係る算定基礎額の範囲】 予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の<u>8.2</u>を乗じて得た額の範囲</p> <p>【地質調査業務に係る算定基礎額算出方法】 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 (1) 直接調査費 (2) 間接調査費×10分の9 (3) 解析等調査業務費×10分の8 (4) 諸経費×10分の<u>4.8</u></p>
2	施行日	令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用